

令和 2 年 11 月 13 日

事業主様
事務担当者様

千葉県医業健康保険組合

電子申請利用による届出について

平素より当組合における保険事業につきまして、ご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件について、当組合では令和 2 年 11 月 16 日よりインターネットを利用した電子申請による手続きができるようになりました。電子申請は、無料のID・パスワード「GビズID」を取得してインターネットを利用することで、これまでの書面やCD・DVDでの届出等より、利便性が高くなり、郵送等による誤送・紛失事故の回避や、コスト削減等の期待ができます。

つきましては、貴事業所におかれましても、電子申請による健康保険の各種届出をお願いいたしたく、電子申請の詳細について下記の注意点及び別添リーフレットをご確認いただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

【電子申請で特に注意する点】

- 当組合では、各種届出ごとに電子申請の受付開始日が異なります。
令和 2 年 11 月 16 日から「資格取得届」「資格喪失届」「月額変更届」「算定基礎届」「賞与支払届」の 5 届出の電子申請受付を開始いたします。この 5 届出以外の電子申請受付開始日は決まり次第、当組合ホームページ(<http://www.igyoku-kenpo.jp>)でご案内いたします。(別添リーフレット「令和 2 年 11 月電子申請がスタートします」参照)

なお当面の間、電子申請で受付した各種届出の決定通知書は、「紙媒体」による送付となりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 電子申請をされる際は、事前に「GビズID」の取得が必須となります。
(別添リーフレット「健康保険組合への電子申請はGビズIDで!!」参照)
- 電子申請は、申請APIと連携する人事給与システムを利用して申請を行います。
手続きの詳細は、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。
(別添リーフレット「11月に運用が開始される電子環境の仕組みについて」参照)

裏面へ続く

- 特定の法人(資本金 1 億円超の事業所等)に該当する事業所は、社会保険等に関する一部の手続について電子申請が義務化されており、健康保険は「月額変更届」「算定基礎届」「賞与支払届」の 3 届出が対象になっております。今後、貴事業所が特定の法人に該当した場合、この 3 届出は電子申請をしなければなりませんので、予めご承知おきください。(別添リーフレット「特定の法人については電子申請の義務化がスタート」参照)
- 電子媒体の届出も引き続き受理いたしますが、当組合の電子申請環境が整いましたので、令和 3 年 1 月 1 日以降は、電子媒体(CD・DVD)の返送はいたしかねますので、予めご了承ください。